

『令和元年版 重点解説 法人税申告の実務』
正誤のお知らせ

表題図書の記述内容について、誤りがありました。お詫びして訂正させていただきます。

●413 ページ 下から7行目

(誤) 140 万円

(正) 170 万円

●413 ページ 最終行

$$(誤) (\underline{140 万円} + 80 万円) \times \frac{7}{100} = \underline{154,000 円}$$

$$(正) (\underline{170 万円} + 80 万円) \times \frac{7}{100} = \underline{175,000 円}$$

●414 ページ上から4行目

(誤) 154,000 円

(正) 175,000 円

●415 ページの申告書記入例 (部分の数字が (正) となります。)

中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	31.4.1 2.3.31	法人名	X社
------	------------------	-----	----

別表六十五

措法第42条の6第1項各号の該当号	1	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号
事業種目	2					
資産種類	3	機械装置	ソフトウェア			
産機械装置等の名称	4	印刷機	データベース管理ソフト			
区取得年月日	5	1.10.20	2.2.17
分指定事業の用に供した年月日	6	1.10.20	2.2.17
取得価額又は製作価額	7	1,700,000	800,000			
法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	8	—	—			
差引改定取得価額 (7 - 8)又は((7 - 8) × $\frac{75}{100}$)	9	1,700,000	800,000			

法人税額の特別控除額の計算

当期	取得価額の合計額 (9)の合計	10	2,500,000	前期 繰越 税額 控除 限度 超過 額	差引当期税額基準額残額 (13) - (14) - (別表六(二十三)「14」) - (別表六(二十四)「15」)	17	
	税額控除限度額 (10) × $\frac{7}{100}$	11	175,000		繰越税額控除限度超過額 (23の計)	18	
	調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「25」)	12	13,400,000		同上のうち当期繰越税額控除可能額 (17)と(18)のうち少ない金額)	19	
	当期税額基準額 (12) × $\frac{20}{100}$	13	2,680,000		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「7の⑧」)	20	
	当期税額控除可能額 (11)と(13)のうち少ない金額)	14	175,000		当期繰越税額控除額 (19) - (20)	21	
	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「7の⑨」)	15	—		法人税額の特別控除額 (16) + (21)	22	175,000
	当期税額控除額 (14) - (15)	16	175,000				

翌期繰越税額控除限度超過額の計算

事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	23	当期控除可能額	24	翌期繰越額 (23) - (24)	25
		円		円		円
計		(19)			外	円
当期分	(11)	(14)			外	
合計						

機械装置等の概要